

副市長レビュー（春） 調書

1 部局名・区名(課名)	健康福祉部 (保健環境研究所)	2 優先順位	4
3 事項名	牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて		
4 目的	平成 25 年 7 月 1 日に予定されている厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の改正に基づき BSE 検査対象を 48 か月齢超とする。		
5 現状及び課題	平成 13 年 9 月、国内において初めて BSE の発生が確認され、同年 10 月 18 日から全頭検査が開始された。平成 25 年 7 月 1 日に検査月齢を 48 か月齢超に引き上げ、国産牛の BSE 検査費用の補助についても同様の見直しが行われる予定である。この見直しは食品安全委員会の科学的根拠に基づくものであり、全頭検査を継続すれば自主検査に要する費用が増額するため全頭検査の見直しを検討している。（平成 25 年 5 月 17 日現在）		
6 事業概要	当所では、と畜場法等に基づき、と畜場、食鳥処理場に搬入される牛、豚、鶏などについて、一頭一羽ごとに厳正な検査を行い、食用の適否を判定している。 BSE 検査はこの検査の一環として実施している。		
7 関係法令等	厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則		
8 スケジュール(いつ、何をやるか)	平成 25 年 7 月 1 日から BSE 検査対象を 48 か月齢超の牛とする。 最終的には国や県等との調整を密にし、他自治体の状況をみながら判断することとする。		
9 他都市等の参考事例	静岡県を含め、東海・北陸ブロックで牛のと畜検査を実施している 10 自治体すべてにおいても同様の対応とする予定である。		
10 過去のレビュー等での審議経過	なし(新規提案) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> その他	具体的内容	
11 副市長レビュー(春)で審議、確認したい事項(該当項目を□→■)	<input type="checkbox"/> 事業等の新規提案 <input type="checkbox"/> 既存事業の見直し <input type="checkbox"/> その他	具体的内容 平成 25 年 7 月 1 日に予定されている厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の改正に基づき BSE 検査対象を 48 か月齢超とすること。	
12 担当ヒアリングでの審議事項(実施後記載)	【協議事項】 ・国からの通知に基づき検査月齢を引き上げる予定であり、本市としての方針を確認		
13 副市長レビュー(春)結果(実施後記載。該当項目を□→■)	提案どおり進める <input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直しして進める <input type="checkbox"/> サマーレビューで審議 <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	具体的内容	
14 その他			